平成２６年（再イ）第９号
群馬県伊勢崎市宮子町3520番地６
再生債務者　山本　義直
１　決議に付する再生計画案　平成26年９月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月17日まで
平成26年９月26日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（再イ）第１１号
埼玉県行田市佐間２丁目17番13号
再生債務者　高橋　建男
１　決議に付する再生計画案　平成26年９月11日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月17日まで
平成26年９月26日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（再イ）第１５号
埼玉県深谷市武蔵野3245番地２
再生債務者　富田　篤司
１　決議に付する再生計画案　平成26年９月19日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月17日まで
平成26年９月26日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（再イ）第１４号
静岡県焼津市高新田2223番地の６
再生債務者　鈴岡　直樹
１　決議に付する再生計画案　平成26年９月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月17日まで
平成26年９月26日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第２２号
静岡市葵区北安東５丁目49番27号　メゾネットリライフ北安東２号室
再生債務者　道村　竜也
１　決議に付する再生計画案　平成26年９月18日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月17日まで
平成26年９月26日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第５０号
大阪府羽曳野市古市５丁目７番13号
再生債務者　木村　成利
１　決議に付する再生計画案　平成26年９月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月23日まで
平成26年９月25日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再イ）第２２号
奈良市疋田町407番地の96
再生債務者　松尾　　衛
１　決議に付する再生計画案　平成26年９月20日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月23日まで
平成26年９月25日　　奈良地方裁判所

平成２６年（再イ）第１５０号
札幌市南区澄川４条５丁目10番１号　メゾンドボヌールＡ101
再生債務者　若松　一真
１　決議に付する再生計画案　平成26年９月24日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月24日まで
平成26年９月26日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１７号
福井市引目町第３号１番地32
再生債務者　森永　浩規
１　決議に付する再生計画案　平成26年９月24日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月24日まで
平成26年９月26日　　福井地方裁判所

平成２６年（再イ）第１１号
和歌山市島橋北ノ丁２番16号
再生債務者　坂之上和幹
１　決議に付する再生計画案　平成26年９月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月24日まで
平成26年９月26日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（再イ）第４０号
新潟県南魚沼市余川2565番地３、開始決定時の住所熊本市南区富合町志々水87番地１
オープラージュＡ102
再生債務者　佐藤　真澄
１　決議に付する再生計画案　平成26年４月９日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年10月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月９日まで
平成26年９月25日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（再イ）第７号
山口県防府市大字新田810番地の20
再生債務者　寺田　栄男
１　決議に付する再生計画案　平成26年９月24日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年10月24日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月24日まで
平成26年９月26日　　山口地方裁判所

平成２６年（再イ）第４号
香川県高松市木太町2747番地　アルファステイツ木太八番館302号室
再生債務者　中津　孝吉
１　決議に付する再生計画案　平成26年９月24日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年10月24日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月24日まで
平成26年９月26日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第１９号
大阪府泉大津市北豊中町２丁目６番17号
再生債務者　藤山　伸司
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成26年９月26日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２６年（再イ）第３号
兵庫県洲本市炬口２丁目８番６号
再生債務者　西岡　忠義
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成26年９月26日
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第８号
千葉県船橋市松が丘３丁目50番２号
再生債務者　服部　英治
１　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月16日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月30日から平成26年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再ロ）第１号
北海道河東郡士幌町字士幌幹西１線171番地28
再生債務者　木幡　真依
１　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月20日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月31日から平成26年11月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２６年（再ロ）第４号
奈良市尼辻西町５番18号
再生債務者　辰巳　清美
１　決定年月日時　平成26年９月25日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月23日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月31日から平成26年11月14日まで
奈良地方裁判所